

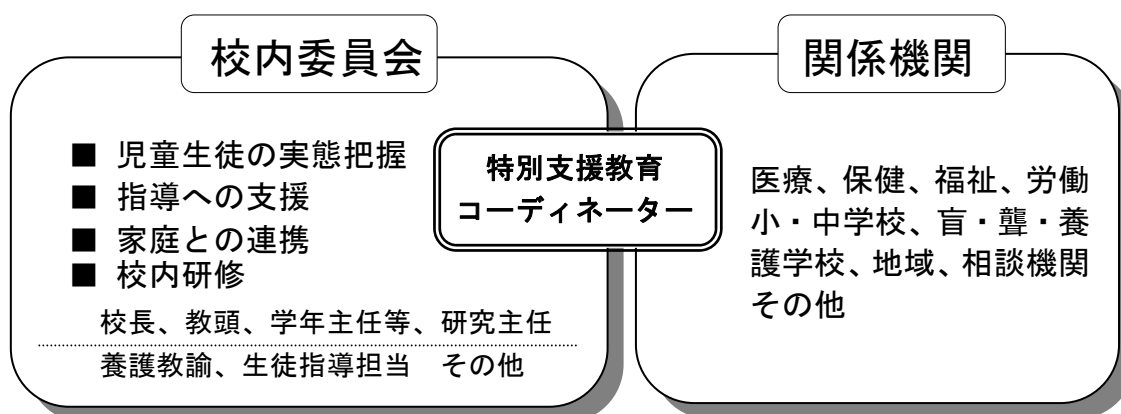
Ⅱ 校内支援体制及び校内委員会とは

1 校内支援体制と「校内委員会」

平成15年3月に文部科学省の「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」が出されました。

その中では、現在の障害児学級や通級指導教室は、たとえば、「特別支援教室（仮称）」といった形態で教育や指導を行うことが示されています。新たに対象となるLD、ADHD、高機能自閉症等の子どもは、個々のニーズに応じて必要な時間数だけ校内通級の形で「特別支援教室（仮称）」で指導を受けることが可能になります。こうした子どもの、個々のニーズに応じた支援を行うということは、これまでよりもはるかに多くの子どもに対して、特別な教育的支援を行うことを示しています。そのため小・中学校の在り方について多くの提案がなされています。

その一つが小・中学校における全校的な支援体制の確立です。具体的には「校内委員会」を設置して、特別な教育的支援を必要とする子どもを直接担当する教師だけでなく、管理職をはじめとするすべての教師が、これらの子どもに対する理解を深め、共通の認識をもって、下図のように学校全体として組織的に対応することが提言されています。



これまでのように、担当教師が子どもたちの示すさまざまな問題や困難を一人で抱え込むのではなく、効果的な指導や対応に向けて、その子どもの問題や課題を学校全体として共有し、全校的な支援体制をとることがこれからの特別支援教育では重要なポイントとなります。

2 校内委員会をどのように組織するのか

特別な教育的支援が必要な子どもたちを学校全体で支援するためには、「校内委員会」を設置して、情報や専門的視点の共有、他機関からの支援、効果的な研修などを行うことが必要となります。

「校内委員会」の設置については学校の実情に合わせたさまざまな形が考えられます。

方法としては、

- (1) 校内の既存の委員会をベースにし、その内容や機能、活動を見直して、整理統合した形で「校内委員会」を設置する。
- (2) 校内の既存の委員会（例えば就学指導委員会など）に「校内委員会」の機能を持たせて拡大する。
- (3) 「校内委員会」を新規の委員会としてとらえ、新しく設置する。

などが考えられます。各学校の組織や置かれている状況はさまざまですので、それぞれの学校の実情に合わせてつくる必要があります。

校内支援体制を構築するために「校内委員会」は、以下の役割を担うこととなります。

校内委員会

特別な支援を必要とする児童生徒の存在に気づき、実態を把握する

児童生徒の指導や対応の工夫を検討し、それを実践して評価する

必要に応じて関係する専門機関との連携を図り、校外からの支援を得る

